

かまがり古代製塩施設等に係る指定管理者の候補者の選定について

かまがり古代製塩施設等に係る指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

(1) かまがり古代土器製塩体験施設

所在地	呉市蒲刈町大浦字沖浦7407番地1, 沖浦7646番地3
設置目的	市民及び観光客等の自然体験学習及び健全なレクリエーションの場を提供し、観光の振興及び地域の活性化を図る施設として設置する。

(2) かまがり古代製塩遺跡復元展示館

所在地	呉市蒲刈町大浦字沖浦7646番地3
設置目的	市民及び観光客等の自然体験学習及び健全なレクリエーションの場を提供し、観光の振興及び地域の活性化を図る施設として設置する。

2 公募の概要

(1) 公募期間 平成29年10月2日（月）から平成29年10月27日（金）まで

(2) 応募者

団体名	団体所在地	代表者
藻塩の会	呉市蒲刈町大浦972番地2	松浦 宣洋

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

応募者が1者であったため、募集要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、各審査基準ごとにその適否を、かまがり古代製塩施設等の指定管理者選定委員会において、審査しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	判定
① 利用者の平等な利用及び利用者に対するサービスの向上が図られるものであること。	・利用者の平等な利用の確保	適・否
② 施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。	・適切かつ確実な維持管理 ・災害等の緊急時の適切な対応	適・否
③ 管理経費の縮減が図られるものであること。	・指定管理料等の提案額 ・管理経費の縮減への取組 ・事業計画と収支計画との整合	適・否
④ 施設の利用促進が図られるものであり、かつ、具体性・現実性があること。	・利用者ニーズの把握による質の高いサービスの提供 ・効果的な事業・営業・広報等 ・苦情等の適切な対応	適・否
⑤ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	・経営状況 ・必要な人員の配置体制 ・個人情報等の適切な管理体制	適・否
総合判定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、藻塩の会を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

応募者	藻塩の会	【評価した点】
総合判定	適	・古代製塩の研究を続け専門的な知識を有し、古代製塩の体験指導や古代製塩遺跡の解説等のノウハウを持っていると認められること。 ・ボランティアによる長年の活動を通じて、教育旅行等の体験学習に寄与しており、地域の活性化に大きく貢献していること。 ・古代製塩の体験指導のみでなく、その背景となる歴史を通して自然・環境の大切さを伝える等意識向上が図られていること。
【内訳】		
審査基準ア	適	
審査基準イ	適	
審査基準ウ	適	
審査基準エ	適	
審査基準オ	適	
審査基準カ	適	

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

5 委員会の議事概要

(1) 選定委員会の開催状況

- ア 開催日時 第1回 平成29年10月2日(月) 15時40分～16時30分
第2回 平成29年11月6日(月) 15時00分～16時30分
- イ 開催場所 第1回 呉市蒲刈B&G海洋センター 研修室
第2回 呉市役所 7階 752会議室
- ウ 出席者 第1回 学識経験者2人, 経理関係1人, 行政職員1人の計4人
第2回 学識経験者2人, 経理関係1人, その他1人, 行政職員1人の計5人

(2) 議事概要

- ア 主な意見等
- ・この会でしかできない事業であると思われる。
 - ・旅行会社への手数料の支払で修学旅行以外の体験者が増加すればよいが。
 - ・体験施設の移設ができれば利用者が増えるが、ここでできるから価値があるのであろう。
- イ 委員会の結論
- 指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果、藻塩の会を候補者として適当であると認められる。

【問い合わせ】 呉市産業部観光振興課 (電話 0823-25-3182)